

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 18 年 3 月 1 日・東京都規則第 14 号

1 概要

1 改正理由

- (1) エネルギー使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)の一部が改正され、エネルギー管理指定工場の指定要件が改正されたことに合わせて、地球温暖化対策計画書制度の対象事業所の範囲を改正する。
- (2) 省エネ法の条項が改正されたので、省エネ法を参照している規定について、参照条項を整理する。
- (3) 改正省エネ法において、熱管理士免状及び電気管理士免状の区別が廃止され、エネルギー管理士免状に統合されたので、公害防止管理者講習(一種及び二種)の受講要件を改正する。

2 改正事項の概要

- (1) 地球温暖化対策計画書制度の対象事業所の範囲の改正(第 4 条)

改正省エネ法と同様、燃料、熱及び電気の使用料について、すべてを原油換算量として合算した値により、対象事業所を決定するように改正する。

- (2) 排出概況確認書の提出(附則)

平成 18 年度に新たに対象事業所となる事業所の設置者又は管理者は、排出概況確認書を提出することになっている。この期限について、現行規則では 4 月末日までとなっているが、対象事業所の範囲の改正に伴い、一定の周知期間を確保するため、平成

18年度に限っては5月末日までとする。

(3) 条項の整理(第4条の6、第13条の5、別表第10)

第4条第1項第1号及び第2号を削除したことに伴い、同号を参照している箇所の参照条項を整理する。また、省エネ法の規定を参照する規定につき、参照条項を整理する。

(4) 公害防止管理者の資格要件(別表第10、附則)

公害防止管理者講習(一種及び二種)の受講要件の一つとして、省エネ法における熱管理士免状を有するものという規定がある。これを改正省エネ法における熱管理士免状を有する者の扱いにつき定める。

(5) 文言の整理(別表第10)

「電気事業法(昭和39年法律第170号)」及び「消防法(昭和23年法律第186号)」については、本則中で前に引用されているため、法令番号を削除する。

2 施行期日

平成18年4月1日

3 問い合わせ先

(省エネ法関係)

都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係

直通 03-5388-3443

内線 42-721

(公害防止管理者関係)

環境改善部計画課公害防止管理者担当

直通 03-5388-3435

内線 42-315